

Title	『山海經』と木簡：下ノ西遺跡出土の絵画板をめぐって
Sub Title	"Shang-hai jing" : interpreting the wooden tablet painting excavated from the Shimononishi site
Author	桐本, 東太(Kirimoto, Tota) 長谷山, 彰(Haseyama, Akira)
Publisher	三田史学会
Publication year	2001
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.70, No.2 (2001. 2) ,p.139(287)- 144(292)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20010200-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『山海經』と木簡

—下ノ西遺跡出土の絵画板をめぐつて—

桐本東太
長谷山彰太

1

新潟県三島郡和島村所在の下ノ西遺跡から一九九七年に出土した木製品の中に曲物の底板を利用した絵画板がある（図1）。図柄は縄状のものが巻かれた立木と首と手を縛られた人物、そして目鼻のある奇妙な生き物らしきものが配置された不思議なものである。

この遺物は一九九七年度の木簡学会研究集会で紹介されたが、その折りには図柄の意味するところについて具体的な指摘はなされなかつた。その後、田中靖氏が下の西遺跡出土木簡についての解説を執筆されたが、そこで当該遺物について「絞首刑や体の自由を拘束する刑罰の描写、あるいは何らかの呪術的境界を表現した可能性もある」との評価を下している。確かに右上の人物は両

手を縛られており、さらに立木に繋がる縄状のもので首を吊されているようにみえるので刑罰に関係することは想像できる。但し、理解が難しいのは右下に描かれた形狀のはつきりしない生物らしきものである。田中氏の解説では「中央の人物は、首及び交差した腕を縄状のもので縛られており、表情も心なしか苦しげである。もう一人の人物は、右下に不自然な体勢で横たわっている」となつており、右下に描かれている生物らしきものも人物と解釈されているようである。⁽¹⁾

しかし、この右下の図柄は実は人物ではなく、中国古代の地誌・博物書である『山海經』にみえる人面蛇身の神獸^{あづゆ}竈窳^{あづゆ}であり、図柄全体も『山海經』に記載されたある特定の場面を絵画化したものと考えられる。竈窳は『山海經』では「北山經」「海內南經」「海內經」「海內西



図2
和刻本山海經絵図による

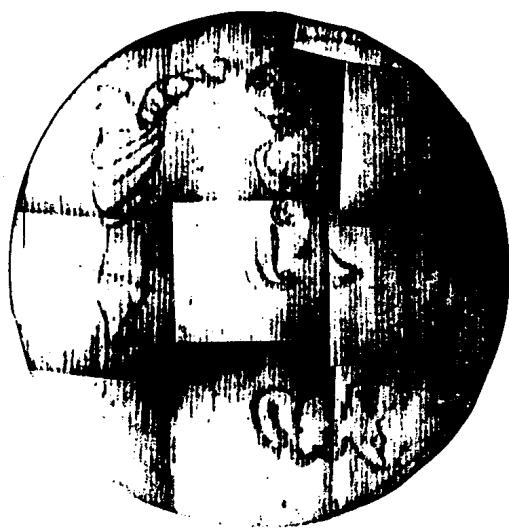
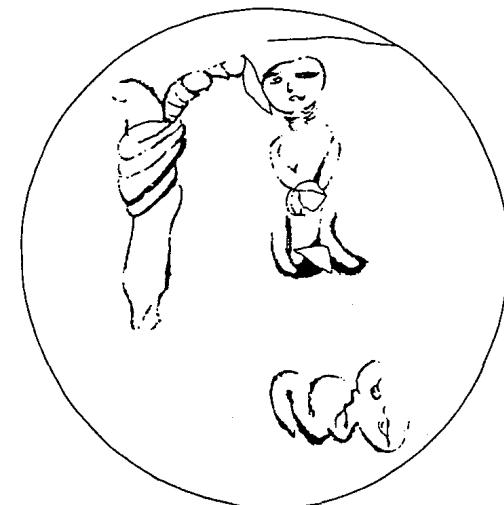


図1

上は実測図、下は赤外線写真。板は径
195mm、厚さ11mm。(いずれも『下ノ西遺
跡—出土木簡を中心として—』による。)

「経」などに登場し、「北山経」では「赤身・人面・馬足」で人を食う怪物とされ、「海内南経」「海内経」では「竜首」にして人を食うとされている。

別に『淮南子』では夔鷦が民を害したため堯が弓の名人羿^{いは}に命じて殺させたとあり、これらの伝承では人を苦しめる怪物という性格を付与されている。一方で、夔鷦の死については異伝もあり「海内西経」では夔鷦は蛇身人面⁽²⁾で貳負^{じふ}とその臣である危によつて殺害されたといふ。『山海經』卷十一「海内西経」に

貳負之臣曰危、危與貳負殺夔鷦。帝乃梏之疏属之山。桎其右足反縛両手與髮、繫之山上木。

（貳負の臣を危という。危と貳負と夔鷦を殺す。帝乃ち之を疏属の山に梏す。其の右足を桎し、両手と

髪を反縛し、之を山上の木に繫ぐ。）

とあり、貳負とその臣である危の二人が夔鷦を殺害したので帝は「貳負の臣」（危）を拘束し、両手と髪を反縛して右足に枷をはめたうえで、これを山上の木に繫いだという。ここでは夔鷦は特に邪惡な怪物とはされていない。晋代に『山海經』の注釈書を著した郭璞の『山海經図讚』でも「夔鷦は罪無くして、貳負に害せ見る」としているので、むしろ「貳負の臣」の方が夔鷦を殺害した

『山海經』と木簡一下ノ西遺跡出土の絵画板をめぐつて—

罪で処罰されたものと考えられる。また夔鷦の形状については「海内西経」は「蛇身人面」としている。

下ノ西遺跡出土の木製品に描かれた図柄はこの「海内西経」にみえる夔鷦と貳負の臣の処刑の場面を描いたものではなかろうか。右下に横たわる生物を子細に観察すると手足はなく身体はねじれた形で蛇身と見える。頭部は丸く両目だけが描かれていてこれも蛇頭といえなくもないが、右上の人物も頭髪、耳が省略された丸い頭部になつていていることからみれば人面とみなすことは可能であろう。右上の人物の方は両手を縛られ立木から縄状のもので首を吊されているようにみえる。図2は江戸期の和刻本山海經絵図の「海内西経」に載せられている同じ場面の図である。時代の下る史料ではあるが「海内西経」の記述を忠実に再現している。これに比べて件の絵画板の描写は「海内西経」の記述とは微妙に異なるが、作画者が「海内西経」の説明を貳負の臣処刑の場面として理解したのであれば、双方の類似性を否定するほどの相異とはいえない。

当該絵画が『山海經』の記載を図案化したものである

との推定を確実なものとするためには絵画の描かれた時期に『山海經』がすでに日本に伝来しており、地方にもその知識が伝播していたことを明らかにする必要がある。藤原佐世が寛平年間に撰述したとされる『日本國現在書目録』に「山海經廿一卷 郭璞注見十八卷」とあり、平安時代に『山海經』が日本に伝存していたことは間違いない。

一方、当該の絵画板は奈良時代に制作されたと推定される。絵画板が出土した下ノ西遺跡は古代北陸道に近い交通の要衝に位置し、北西八百メートルには「郡司符」や「沼垂城」の木簡で話題になり、越後国古志郡の郡衙関連遺跡として注目を集めている八幡林遺跡がある。下ノ西遺跡でも計画的地割りや桁行七間の大型建物を含む二十二棟の掘立柱建物群の遺構が発見され、ほかに「越後国高志郡」の表記のある木簡が出土するなど古志郡に伴遺物の検討によつて八世紀前半から十世紀前半にかけて機能していたと推定されているので、絵画板の制作年代を特定することは容易ではない。しかし、絵画板の出土した掘立柱建物を巡る溝からはほかに八世紀前半のものと思われる出拳関係の木簡が発見されており、絵画板

の制作年代も奈良時代に遡る可能性が高い。そこで問題となるのは奈良時代に『山海經』が日本に伝来していたかどうかであるが、これについての確かな文献史料の存在は確認できない。しかし平城京の長屋王邸の北、二条大路南側の東西溝から出土したいわゆる二条大路木簡の中に

山□經曰大□

と記されたものがあり、断定はできないが『山海經』の内容を写した習書とすれば既に奈良時代前半には『山海經』が伝来していたことになる。とすれば、件の絵画板が『山海經』の記載をもとに描かれたものとみても不自然ではあるまい。ただ、中央から遠く離れた越後国で『山海經』がどれほど読まれていたのかについては疑問とする向きもある。確かに広く民間に『山海經』が読まれていたと想定することは現実的ではないが、下ノ西遺跡が単なる集落遺跡ではなく官衙遺跡であることからすれば地方官人の中に『山海經』に関する知識を有する者がいた可能性は高い。なぜなら和銅年間の『風土記』の撰進を契機として地誌編纂の参考として『山海經』が地方に伝わった経緯が推定されるからである。『出雲国風土記』にみえる薬草類の種類が『山海經』に記載され

たそれと多く対応しており、『出雲國風土記』の編纂に当たつて『山海經』が参考された可能性が高いことは既に先学によつて指摘されている。⁽⁵⁾ 出雲以外の地でも風土記編纂に当たつて、中国の地誌類が参考に供され、その中に『山海經』も含まれていたことはありうることである。風土記編纂は諸国の国司に命じられたが、実際の作業は郡司以下によつてすすめられたと考えられる。越後国においても事情は同じであり、郡衙ないし関連官衙に勤務する官人が『山海經』に目を通し、習書の一環としてか、或いは戯れに『山海經』の記載を曲げ物の底板に描いたのではないだろうか。また敢えて忖度するならば、図柄自体が先行の資料を参考に描かれた可能性も考えられる。先掲の郭璞の『山海經圖讚』が『山海經圖』をもとにしていること、同じく晋代の陶淵明の「山海經を読む」と題する詩に「山海經圖を流観す」とあるなど『山海經』には図が付されていたことが知られている。現在の『山海經圖』は明代以降のものであり、当初の姿は不明であるが、或いは奈良時代もしくはそれ以前に日本に伝來した『山海經』には図が付されており、それを参考に件の図柄が描かれた可能性も強ち否定できまい。また『山海經』の中でも特に貳負の臣と窶窳が図柄として選

ばれたことも偶然とは思われない。伝存する『山海經』には漢代にそれまで伝わってきた『山海經』を整理して定本をつくり解題を付す作業を行つた劉秀の筆になる叙述が付属している。そこでは『山海經』を重視する理由として、宣帝の時代に石室の中から「反縛盜械」が発見され、劉秀の父劉向がこれを貳負の臣と断じたので、皇帝がその理由を問うたところ、劉向が『山海經』に「貳負、窶窳を殺す。帝乃ち之を疏属の山に梏し、其の右足を桎し、両手を反縛す」とあることを指摘したので、皇帝は驚き、朝士みな『山海經』を読んで奇としたという故事を紹介している。つまり、『山海經』を読む場合、「海内外經」に載せる貳負の臣の挿話は本文に先立つて、叙録で最初に目にする著名な部分であり、恐らく絵画板の作画者にとつても『山海經』の中で最も印象に残る場面であつたことから、件の図柄が描かれたと想像されるのである。

最後に憶説を重ねることになるが、『山海經』と神仙思想の関係について述べておきたい。「海内外經」には開明東有巫彭巫抵巫陽巫履巫凡巫相（皆神醫也。世本曰、巫彭作醫。楚辭曰、帝告巫陽）。夾窶窳之戶皆操不死之藥以拒之（為拒却死氣、求更生）。窶窳

者蛇身人面、貳負臣所殺也。

(開明の東に巫彭・巫抵・巫陽・巫履・巫凡・巫相
有り。〔皆神醫なり。世本に曰く、巫彭醫を作すと。
楚辭に曰く、帝、巫陽に告ぐと〕。巫彭の尸を夾み、

皆不死の薬を操りて以て之を拒ぐ〔為に死氣を拒却
し、更生を求む〕。窯窳は蛇身人面、貳負の臣の殺
せし所なり。)

とある。帝が巫彭等神医に命じて窯窳の死体の周囲で不
死の薬を操つて死氣が近づくのを防ぎ更生を求める努力
をさせており、説話の内容が不死の観念と関連づけられ
ていることが注目される。『山海經』に集中して現れる
玉の産出記事が神仙思想を背景にしていることは既に指
摘されているが、窯窳にまつわる説話にも不老不死を願
う神仙思想の影響が認められ、これが作画者にこの場面
をえがかせた動機の一つと推測しても、あながち的はず
れと言えないのではないか。

周知の如く道教ないしは神仙思想の日本への伝来につ
いては膨大な議論が積み重ねられてきたが、その際、
『山海經』は史料として顧みられることが少なかつた。
もちろん『山海經』は道教のテキストそのものではない
が、その内容に神仙思想の萌芽が読みとれることは今や

明らかであろう。今後は日本への神仙思想の伝来過程を
検討する上で『山海經』の存在を重視すべきであると考
える所以である。

註

(1) 田中靖「新潟・下ノ西遺跡」『木簡研究』第二十号、
一九九八年)、及び和島村教育委員会『下ノ西遺跡—出土
木簡を中心として—』(和島村埋蔵文化財調査報告書第七
集、一九九八年)における同氏の解説。

(2) 伊藤清司「山川の神々—『山海經』の研究 (一)」
『史学』第四十一卷第四号、一九六九年)。

(3) 註(1)『下ノ西遺跡—出土木簡を中心として—』。

(4) 『平城宮発掘調査出土木簡概報 (二十二)』(奈良国立
文化財研究所、一九九〇年)。

(5) 伊藤清司「風土記と中国地誌—『出雲國風土記』の薬
物を中心にして」(上田正昭編『日本文化の探求・風土記』社
会思想社、一九七五年)。川崎晃「古代史雜考二題—『山海
經と越中・能登木簡』」(高岡市万葉歴史館紀要)第十
号、二〇〇〇年)。

(6) 『全釈漢文大系33山海經・列仙伝』(平凡社、一九七五
年)における『山海經』の解説による。なお引用した漢
文で、カッコ内の文章は郭璞の註である。

(7) 伊藤清司「『山海經と玉』」(『中国古代史研究』第5、一
九八一年)。